

# 「意識」・「知識」・「スキル」を身に付けさせるための 授業の在り方に関する研究（政治・経済） －司法や政治への参加意欲を高めさせる模擬裁判や世論調査の授業実践－

愛知県立東海南高等学校  
教諭 堀田 庸平

## はじめに

平成 21 年 3 月に公示された新しい学習指導要領では、現行に引き続き、「政治・経済」の目標として、「諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」ことを掲げており、「政治・経済」はシティズンシップ教育における中心的な科目として期待されている。また、「内容の取扱い」として、「世論形成などについて具体的事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高めること」が引き続き求められているほか、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと」が新たに加わるなど、司法や政治への参加意欲を高めさせることが今まで以上に求められている。本研究では、シティズンシップ教育において求められる「意識」・「知識」・「スキル」の能力を身に付けさせるための「政治・経済」の授業実践を 2 つ提示したい。

## <授業実践 I（模擬裁判）>

### 1 研究のねらい

模擬裁判は、裁判所や弁護士会などが主催する形態で小中学校などでも広く行われている。しかし多くの場合、主催者やクラスの代表数名がその役割を演じることはあるが、全員が裁判を体験することは少ない。本研究では、クラス全員がグループごとに裁判官や検察官、被告人などを演じながら模擬裁判を進め、その後は全員が裁判員となってグループで判決をまとめ、さらに裁判員制度の課題についても考察させるというシミュレーション型の授業を試みた。グループでの模擬裁判を通して、「政治・経済」において習得した「知識」を深めつつ、論理的な思考力・判断力や資料活用の技能・表現など社会に参加するために必要な「スキル」を身に付け、さらに主体的に司法へ参加しようとする「意識」を高めさせることをねらいとした。

### 2 単元の目標・評価計画・指導計画

#### (1) 単元の目標

- ア 司法に対する興味・関心を高め、積極的・主体的に参加しようとする態度を養う。
- イ 国民の権利・義務を保障する裁判制度の仕組みを具体的に理解する。
- ウ 望ましい司法の在り方及び主権者としての司法参加の在り方について考察させる。

## (2) 単元の評価計画

シティズンシップを 発揮するために必要 な能力	評価の観点	評価規準	評価方法
意識	関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬裁判や評決などの話し合いに主体的・積極的にかかわることができる。</li> <li>・司法に対する興味・関心や司法参加の意欲が高まっている。</li> </ul>	ワークシート ワークシート
知識	知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判の方法や流れについて理解することができる。</li> <li>・司法制度や裁判員制度について理解することができる。</li> </ul>	定期テスト 定期テスト
スキル	思考・判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬裁判の評決について合理的・客観的な判断をすることができる。</li> <li>・他のグループの判決について客観的に分析・評価することができる。</li> <li>・裁判員制度の課題について幅広い視点から考察することができる。</li> </ul>	ワークシート ワークシート ワークシート
	資料活用の技能・表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬裁判においてそれぞれの役割に応じた演技をすることができる。</li> <li>・判決やその理由について適切な表現でまとめることができる。</li> </ul>	観察 ワークシート

## (3) 単元の指導計画

時限	学習内容	学習活動
第1時限	裁判の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の裁判制度について理解する。</li> <li>・「裁判員制度クイズ（資料1）」を解答する。</li> </ul>
第2時限 (本時)	模擬裁判	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ（5～6名）に分かれて、模擬裁判の役割分担を決める。</li> <li>・「裁判のシナリオ（資料2）」を使って模擬裁判を進める。</li> </ul>
	裁判の審理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「模試裁判ワークシート（資料3）」を用いて各自で有罪・無罪を判断する。</li> <li>・グループごとにそれぞれが裁判員となって判決をまとめる。</li> </ul>
第3時限	判決の発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループの代表者が判決と理由を発表する。</li> <li>・「グループ発表のまとめ（資料4）」に基づき、他グループの判決を評価する。</li> </ul>
	裁判員制度の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判員制度の課題についてグループごとにまとめる。</li> <li>・「模擬裁判の自己評価シート（資料5）」を用いて学習を振り返る。</li> </ul>

## 3 本時（第2時限）の目標・評価計画・学習指導

### (1) 本時の目標

- ア 司法に対する興味・関心を高め、積極的・主体的に参加しようとする態度を養う。
- イ 模擬裁判を通して、裁判の流れや裁判員制度の仕組みについて理解する。
- ウ グループで判決について審理しながら、より実践的な思考力や判断力を養う。

(2) 本時の評価計画

評価の場面	能力	評価の観点	評価規準	評価方法
評価 1	【知識】 政治分野での活動に必要な知識	知識・理解	・裁判の方法や流れについて理解することができる。	定期テスト
評価 2	【スキル】 自己・他者・社会の状態や関係性を客観的・批判的に認識・理解するためのスキル	資料活用の技能・表現	・模擬裁判においてそれぞれの役割に応じた演技をすることができる。	ワークシート 【資料 5】
評価 3	【スキル】 情報や知識を効果的に収集し、正しく理解・判断するためのスキル	思考・判断	・模擬裁判の判決について、項目ごとに適切な論点の根拠を挙げることができる。	ワークシート 【資料 3】
評価 4	【意識】 社会への参画に関する意識	関心・意欲・態度	・評決などの話し合いに主体的・積極的に参加することができる。	ワークシート 【資料 5】
評価 5	【スキル】 他者と共に社会の中で、自分の意見を表明し、他人の意見を聞き、意思決定し、実行するためのスキル	資料活用の技能・表現	・模擬裁判の判決やその理由を適切な表現でまとめることができる。	ワークシート 【資料 3】

(3) 学習指導

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	評価の場面
導入 10分	本時のねらい	・この学習のねらいと授業の流れについて理解する。	・主権者として司法に参加する意義について強調する。	
展開 35分	模擬裁判	・グループ（5～6名）に分かれて模擬裁判の役割分担を決める。 ・「裁判のシナリオ（資料 2）」を使って模擬裁判を進める。	・裁判に関係する人のそれぞれの役割について説明する。 ・台詞はそれぞれの役割になったつもりで読ませる。 ・有罪、無罪の根拠となる証言に色分けして線を引かせる。	評価 1  評価 2
	裁判の審理	・「模擬裁判ワークシート（資料 3）」を用いて各自有罪・無罪を判断する。 ・グループごとに裁判員として論点について話し合う。 ・論点を整理してグループとしての判決を下す。	・客観的な立場や幅広い観点に基づいて判断するように強調する。 ・事実認定だけでなく、有罪の場合は、量刑についても意見をまとめさせる。	評価 3  評価 4

まとめ 5分	本時のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判決とその理由についてまとめる。</li> <li>・次回のグループ発表の内容について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の判例を提示しながら、できるだけ簡潔に判決をまとめさせる。</li> </ul>	評価5
-----------	--------	---	--	-----

## 4 成果と課題

### (1) 「自己評価シート」の検証

#### ア 5段階評価

この学習の最後に「模擬裁判の自己評価シート（資料5）」を記入させた。そのうち「自己評価」については、「A」（よくできた）、「B」（まあまあできた）、「C」（どちらともいえない）、「D」（あまりできなかった）、「E」（まったくできなかった）の5段階で評価するよう伝えた。その結果をそれぞれ「A」：5点、「B」：4点、「C」：3点、「D」：2点、「E」：1点として、平均点や全体に占める割合を算出した。全体の平均は「4.1」で、それぞれの項目の平均と比率は以下の通りとなった。

能力	項目	平均 (点)	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)	E (%)
意識	模擬裁判に主体的・積極的にかかわることができたか。	4.4	54.3	34.3	9.5	0.0	1.9
	評決などの話合いに主体的・積極的に参加することができたか。	4.3	48.6	36.2	15.2	0.0	0.0
	司法に対する興味・関心や司法参加の意欲が高まったか。	4.3	45.7	37.1	15.2	0.0	0.0
知識	裁判の方法や流れについて理解することができたか。	4.3	46.7	39.0	12.4	1.9	0.0
	司法制度や裁判員制度について理解することができたか。	4.1	30.5	52.4	13.3	3.8	0.0
スキル	模擬裁判においてそれぞれの役割に応じた演技をすることができたか。	4.2	41.2	37.3	18.6	2.0	1.0
	模擬裁判の評決について合理的・客観的な判断をすることができたか。	4.1	31.4	45.7	21.9	1.0	0.0
	模擬裁判の評決やその理由を適切な表現でまとめることができたか。	3.9	21.9	48.6	27.6	1.9	0.0
	他のグループの評決について客観的に分析・評価することができたか。	3.9	26.5	47.1	20.6	4.9	1.0
	裁判員制度の課題について幅広い視点から考察することができたか。	4.0	28.8	39.4	30.8	1.0	0.0

特に、「意識」については半数近くが「A」としており、今回のようなシミュレーション学習やグループ学習、あるいは裁判員制度への関心の高さがうかがえる。一方、「スキル」に関しては、「C」や「D」とした生徒も多く、やや厳しい評価となっている。理由の一つとして、審理する時間が短くじっくり考える余裕がなかったことも考えられる。こうした学習を一回限りで終わらせるのではなく、何度か繰り返すことによって幅広い「スキル」が身に付くものと思われる。

#### イ 裁判員制度の課題

- ・できることなら裁判員に選ばれたくない。
- ・判断の難しい事件だと、えん罪になる可能性があるかもしれない。
- ・他人の意見やメディアに流されずに審理するのが難しい。
- ・民間の人が裁判員になったら、被害者の感情になって有罪になりやすくなる。
- ・プロの裁判官や他の裁判員の意見に流されてしまうことがあると思う。
- ・3日間の審理で被告人の将来が決まってしまうのはどうかと思った。
- ・裁判員や被告人、関係者のプライバシーを保護する必要がある。
- ・裁判員に選ばれた人への金銭的または精神的なフォローが必要である。
- ・一般の人は裁判に関して何の知識もないので、もっと裁判に関心をもつべきである。

「裁判員に選ばれたくない」という正直な意見が多かった。その多くは、裁判員について知識がないからというより、他人の人生に影響を与えてしまうことや、冷静かつ客観的に判断できないことへの不安があるからと思われる。しかし一方で、自分自身が裁判にもっと関心をもつべきであるという前向きな意見も多かった。また、数は少ないが裁判員制度の具体的な改善策も述べられており、こうした関心・意欲の高まりは、裁判を実際に模擬体験したことが深くかかわっていると思われる。

#### ウ 模擬裁判の感想

- ・実際の模擬裁判を体験できたので、裁判について多少分かった気がする。
- ・判決を決める時に感情や同情の気持ちが入って、公平に判断するのが大変だった。
- ・模擬裁判でも悩んだのに、実際に死刑判決を下さなければならない際には、正しく判断できるか不安になる。
- ・自分の考えをしっかりとって裁判に臨まなければならないと思った。
- ・グループ内でも意見が分かっていたので、判決をまとめるのは大変だと思った。
- ・裁判長として冷静に全員をまとめなければいけなかったので責任の重さを感じた。
- ・今日はみんなで楽しくできたけど、実際は重々しい雰囲気緊張すると思った。

裁判をテレビや映画で見たことのある生徒が多かったようだが、実際に体験してその流れや仕組みをある程度は理解できたという感想が多かった。また、グループで話し合うことの面白さを味わえた一方、話し合いで意見をまとめることの難しさも体験できたようである。何かと複雑で難しいと思われがちな裁判に関して、模擬裁判を通してより身近に感じられるようになったと思われる。

### (2) シティズンシップ教育において求められる能力

#### ア 「意識」

シティズンシップ教育において求められる「意識」は、「社会の中で、他者と協働し能動的にかかわりを持つために必要な意識」とされている。今回は、クラス全体ではなく、グループごとに模擬裁判を行ったので、生徒はそれぞれの役割をリラックスした雰囲気で演じることができた。台詞にはないが、裁判官の生徒が「静粛に」と静かにさせたり、被告人に姿勢を正すよう求めたりする場面もみられた。裁判員としての評議・評決には、裁判官を設けなかったが、模擬裁判での裁判官が自らまとめ役となって、それぞれの意見を聞いたり調整したりするなど、リーダーシップを発揮する姿も見られた。また、リアリティのあるシナリオや細かな証拠などを用意して、実際の裁判の流れに即して裁判を体験することにより、生徒は裁判についてより身近に感じられたようで、司法に対する興味・関心を高めさせることができた。

しかし一方で、生徒の「意識」が高まったことを客観的に評価することが課題となる。生徒が記入するワークシートや自己評価シートだけに頼るのではなく、話し合いの過程においても生徒の様子を観察しながら、よりの確で客観的な評価を行う必要がある。

#### イ 「知識」

この実践では、シティズンシップ教育において求められる「知識」のうち、「公的・社会的な分野」や「政治分野」での活動に必要な「知識」を深めることができた。これは単に、裁判の流れや裁判員制度など基本的な「知識」を習得することのみならず、実際の流れに即して模擬裁判を実施することにより、異なる意見を調整することや、人を裁くことの難しさについても実感させることができた。しかしながら、習得した「知識」が生徒の将来の生活において生かされなければ意味がない。その場限りの「知識」ではなく、社会において生かされる「知識」を身に付けさせる工夫が求められる。

## ウ 「スキル」

シティズンシップにおいて求められる「スキル」は、「多様な価値観・属性で構成される社会で、自らを生かし、ともに社会に寄与するために必要なスキル」とされている。また、単なる模擬裁判で終わるのではなく、裁判員制度の課題について考察させたことにより、学習した内容をさらに深めることができた。また、グループ学習を通して、コミュニケーション能力やリーダーシップ、交渉力など、他者とのかかわりの中で自分の意見を表明したり、他者の意見を聞きながら意思を決定したりする「スキル」を身に付けさせることもできた。多くのグループは、模擬裁判は順調に進められたが、その後の評議・評決になると、意見がまとまらないために話し合いが進まず、多数決で安易に判決を出そうとするグループもあった。教師が各グループを巡回して、議論の進捗状況や生徒それぞれの様子を常に把握しながら、的確なアドバイスやヒントを与えて、議論を深めさせる必要がある。

## 5 おわりに

以前から模擬裁判を授業で実践したいと考えていたが、裁判員制度が始まるのをきっかけに初めて試みた。クラス全体ではなくグループごとで裁判を進め、審理させることによって、単なる裁判の疑似体験だけではなく、議論を深めたり、裁判員制度の抱える問題点についても触れさせたりすることができた。シティズンシップ教育においては、生徒一人一人が、市民として主体的に判断・行動する能力を養うことを目標としている。人が人を裁くことの難しさを感じてくれたに違いない。今後は裁判制度以外の単元においても、シティズンシップ教育の視点に立った学習を積極的に試みていきたい。

### 【参考文献等】

- 経済産業省 『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書』 2006年  
文部科学省 『高等学校学習指導要領解説公民編』 1999年 実教出版  
法務省 「よろしく裁判員！」 [http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/info/saibanin\\_kyozai.html](http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/info/saibanin_kyozai.html)  
最高裁判所 「裁判員制度Q&A」 <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

## 裁判員制度クイズ

組 番 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 裁判員制度は何歳以上の人を対象となるか。  
①16歳 ②18歳 ③20歳 ④年齢制限はない ( )
- 2 裁判員制度は何年にスタートするか。  
①2008年 ②2009年 ③2010年 ④2011年 ( )
- 3 裁判員制度の対象となる裁判の種類はどれか。  
①刑事裁判 ②民事裁判 ③行政裁判 ④すべての裁判 ( )
- 4 裁判員制度の対象となる裁判所はどれか。  
①最高裁判所 ②高等裁判所 ③地方裁判所 ④家庭裁判所 ( )
- 5 裁判員は1回の裁判について原則として何人選ばれるか。  
①3人 ②4人 ③5人 ④6人 ( )
- 6 裁判員と共に裁判を担当する裁判官は何人か。  
①1人 ②2人 ③3人 ④4人 ( )
- 7 裁判員に選ばれた人の日当(手当)はいくらか。  
①5,000円 ②7,500円 ③10,000円 ④15,000円 ( )
- 8 裁判員になることができない職業として適当でないものはどれか。  
①自営業 ②弁護士 ③警察官 ④国会議員 ( )
- 9 裁判員を辞退できる理由として適当でないものはどれか。  
①学生 ②家族の介護 ③60歳以上 ④重い病気 ( )
- 10 裁判員制度の評決はどのようにして決められるか。  
①裁判員の多数決 ②裁判員の全会一致  
③裁判員と裁判官の全会一致 ④裁判員と裁判官の多数決 ( )



## 裁判のシナリオ

### \*場面1（開廷・人定質問）

裁判長：それでは、被告人黒川行雄に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。名前は何と言いますか？

被告人：黒川行雄です。

裁判長：生年月日は。

被告人：昭和60年5月28日です。

裁判長：仕事は何かしていますか。

被告人：何もしていません。

裁判長：住所はどこですか。

被告人：東京都ひわたり市大林1丁目2号3番です。

### \*場面2（起訴状朗読）

裁判長：検察官、起訴状を読んでください。

検察官：公訴事実。被告人は、平成18年6月30日午後8時ころ、東京都小川区辻1丁目付近の道路上で、歩いていた杉浦よね（当時77歳）の背中を後ろから突き飛ばして道路に転倒させ、抵抗できないでいるよねさんから、現金55,000円入りの封筒が入った巾着袋ごと奪い取り、このときの暴力で、よねさんに2週間の治療が必要となる右膝打撲などのけがを負わせた。罪名及び罰条。強盗致傷、刑法第240条前段。

### \*場面3（黙秘権の告知、被告人・弁護人の陳述）

裁判長：ここで、被告人に注意しておくことがあります。被告人には、黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくてもかまいません。最初から最後まで、ずっと黙っていることもできます。質問に答えてもかまいませんが話をしたことは有利な証拠にも不利な証拠にもなりません。そこで質問しますが先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容はそのとおり間違いありませんか。

被告人：全然違います。私は、おばあさんを突き飛ばしてお金の入った巾着袋を奪ってなどいません。

裁判長：弁護人の意見はいかがですか。

弁護人：被告人が述べたとおりです。被告人は犯人ではなく、無罪です。

### \*場面4（冒頭陳述）

裁判長：検察官、冒頭陳述をお願いします。

検察官：被告人は、独身で、高校卒業後、決まった職に就くことなく、同居している両親から小遣いをもって遊んで生活していました。被害者の杉浦よねさんは、家賃を払うため、歩いて5分くらいの距離にある大家さんの家に向かう途中、被害に遭いました。家賃の55,000円は、前日の夜、杉浦さんの息子の健治さんが、1万円札4枚と5千円札3枚を封筒に入れて準備していました。よねさんは家賃入りの封筒を自分の巾着袋に入れ、午後8時ころ自宅を出て、大家さんの家に向かいましたが、自宅を出て数分したところで、いきなり後ろから突き飛ばされ、うつぶせに倒されてしまいました。そして、後ろから走ってきた白っぽい長袖Tシャツを着た若い男が、よねさんの手から巾着袋を奪い取り、走って逃げ去りました。近くを通りがかった人が倒れているよねさんを見つけ、すぐに110番通報しました。警察官と救急車が到着し、よねさんは、救急車で病院に運ばれ2週間の治療を必要とする右膝打撲と診断されました。警察が犯人を探したところ、事件のおよそ20分後、事件現場から直線距離で2キロメートルくらい離れたところで、白っぽい長袖Tシャツを着た被告人を見付けました。警察官が被告人に質問をしたところ、被告人はズボンの左ポケットに自分の財布、右ポケットに1万円札4枚と5千円札3枚を裸で持っていることが分かりました。警察官は、被告人がよねさんから巾着袋を奪った犯人であると判断し、その場で被告人を逮捕しました。なお、よねさんの巾着袋と封筒は、逮捕の場所から事件現場の方へ500メートルほど戻った道端に一緒に落ちているところを、警察官が見付け、保管しました。

裁判長：弁護人、冒頭陳述をどうぞ。

弁護人：被告人は事件当日の昼過ぎ友達に会うため電車を乗り継いで事件があった現場の近くまで行きました。以前その友達から、仕事を紹介してもらえるような話を聞いていたので、頼んでみようと思ったのです。しかし、友達の家には前に一度だけしか行ったことがなく、場所が分かりませんでした。被告人は、かなりの時間、友達の家を探しましたが、結局、友達の家を訪ねることはできませんでした。被告人は、歩き回って疲れたことから、近くの公園で休んだり、本屋で立ち読みをしたりして、時間をつぶしていました。そのうち暗くなったので、被告人は、家に帰ろうと駅に向かって歩いていたら、いきなり警察官に呼び止められました。ポケットの中のものを出すよう警察官から強く言われ、びっくりした被告人は、言われたとおりにしました。すると、警察官は、被告人がポケットから出した現金 55,000 円は、おばあさんからひったくったものだと言ったのです。被告人は、何度も違うと言いましたが、警察官から、お札の種類が同じだと言われ結局被告人は犯人だと決めつけられ逮捕されてしまいました。このとき被告人が持っていた現金 55,000 円はその2日ほど前に友人に貸していた7万円を返してもらったものの残りでした。被告人は、逮捕された後も、そのことを何度も話しましたが、警察官は、話を聞いてくれませんでした。また、警察官が見付けて保管した巾着袋や封筒には、被告人の指紋は一切付いていませんでした。しかし、被告人は、釈放されることもなく、犯人に間違えられたまま裁判所に起訴されてしまったのです。

＊場面5（証拠の取調べ）

裁判長：検察官は証拠について説明してください。

検察官：まず、1番目の証拠は、被害者の杉浦よねさんが警察に出した被害届、2番目の証拠はよねさんの供述調書であり、事件前日、息子の健治さんが封筒の中に現金を入れて、家賃を準備した際、健治さんは、よねさんが現金を落とさないよう、封筒の口をホッチキスで留めておいたこと、事件当日、よねさんは、夜になって家賃を持っていくことを思い出し急いで家を出たこと、後ろから突きとばされたときは、いきなりだったので犯人の顔は見なかったが、逃げていく犯人の後ろ姿を見て白っぽい長袖Tシャツを着た若い男だと分かったことなどの内容となっています。3番目は、保管した封筒と巾着袋についての報告書で、保管した封筒の口にはホッチキスの針が残されていました。4番目は被告人が持っていた1万円札の報告書のうち1枚には福沢諭吉の絵の左肩あたりに、いったんホッチキス留めた後にそれをはずしたような穴が2つあいていました。5番目は、保管した封筒に残されていたホッチキスの針と、被告人から押収した1万円札のうち1枚に残されていたホッチキスの穴とが、その幅、大きさ、位置関係とも全く同じであるという報告書です。6番目は、証拠物で1万円札4枚と5千円札3枚、封筒1枚です。それでは、1万円札4枚と5千円札3枚を被告人に示します。まず、1万円札と5千円札ですが、すべて、逮捕されたときに被告人が持っていたものですが、誰のものですか。

被告人：私のものです。

裁判長：それでは、次に、杉浦健治さんから、証人として話を聞きます。証人には嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。宣誓書を読み上げてください。

証人：良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

裁判長：いま宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えてください。わざと嘘を言うと「偽証罪」という罪で処罰されることがあります。では、検察官どうぞ。

検察官：よねさんが大家さんに渡す家賃を準備したのは、あなたですね。

証人：はい。

検察官：封筒の口をホッチキスで留めたのは、なぜですか。

証人：母はだいが年をとっていて、以前、家賃を持っていくときに、現金が入った封筒だけを手に持って出て、途中で中の現金を落としてしまったことがありました。それから私も必ず巾着袋に入れて持って行くよう母に注意していたのですが、注意を守らずに封筒だけ持っていても、中身を落とさないようホッチキス留めをしておきました。

検察官：現金は、どの種類のお札で準備しましたか。

証人：1万円札4枚と5千円札3枚です。

検察官：どうしてですか。

証人：家賃は月末までに払わねばならず、前日の夜に私が思い出して、あわてて準備したのです。でも、家にあるお金は、1万円札が4枚と5千円札が1枚だけでした。それで、母のへそくりから5千円札1枚を出してもらいました。私も自分の財布から5千円札1枚を出して、全部で55,000円にしたのです。

検察官：今、よねさんは、どんな様子ですか。

証人：診断書では2週間のけがでしたが、年をとっているのです、けががもとで歩くのが不自由になってしまいました。

検察官：犯人に言いたいことはありますか。

証人：私が3歳のころに父が亡くなってから、母は、一生懸命働いて私を育ててくれました「いろいろな人に親切にしてもらって、今の幸せがある」というのが母の口癖でした。でも、事件の後、母は、ほとんど外に出なくなり、口数も減りました。時々、父の写真の前で何か話をして、泣いていることもあります。晩年になって、こんなひどい目に遭わなければならなかった母のことが、かわいそうでなりません。犯人のことは厳しく処罰してください。

検察官：終わります。

裁判長：次に弁護人どうぞ。

弁護人：家賃は、普段誰が準備していましたか。

証人：私が準備していました。

弁護人：渡すお札の種類は、いつも決まっていましたか。

証人：1万円札5枚と5千円札1枚のことが多かったと思いますが、千円札が混じることもありました。

弁護人：毎月毎月家賃を払っていますが、過去の何年何月にお札の組み合わせがどうだったか、一つ一つ言えますか。

証人：そこまでは、覚えていません。

弁護人：今回事件の前日に準備したときの組み合わせが1万円札4枚、5千円札3枚と話していますが、本当に覚えているんですか。

証人：覚えています。

弁護人：過去の記憶はあやふやなのに本当に自信をもって言えるんですか。

証人：古いことは忘れてしまいますが、まだ事件から日にちが経っていないので、よく覚えています。

弁護人：終わります。

裁判長：それでは終わりました。検察官は残りの証拠について説明してください。

検察官：残りは、警察官が被告人から聞いた話の内容が書かれた供述調書です。被告人の経歴、弁解内容などについて書かれています。

#### \*場面6（被告人質問）

裁判長：では、被告人質問を行います。弁護人、どうぞ。

弁護人：あなたは、おばあさんから引ったくりをしてはいないんですね。

被告人：はい。全く身に覚えがありません。

弁護人：事件があった場所に行ったことは。

被告人：ありません。

弁護人：その日、あなたは、友達にどんな用事があったんですか。

被告人：仕事を紹介してもらおうつもりでした。その友達が以前仕事を紹介できる、と話していたんです。

弁護人：友達の家場所は、分かっていたんですか。

被告人：一度その友達に連れられ、遊びに行ったことがあるので、分かると思いましたが、今回1人で行こうとしたら、分からなくなりました。

弁護人：せっかく外出したんで、すぐには帰らなかったんですね。

被告人：はい。ほかに用事ありませんでしたから。

弁護人：警察官からは、どんなふうにも声を掛けられたんですか。

被告人：制服のおまわりさんが2人走ってきて、一方的に「おたく、どこに行くの。何で声を掛けられたか、分かるよね」などと言ってきました。

弁護人：持ち物は、見せたんですか。

被告人：はい「ちょっとポケットのもの見せて」と言われたんで見せました。

弁護人：ズボンの右ポケットに裸で55,000円を持っていたのは、なぜですか。

被告人：2日ほど前に、友達に貸していた7万円を返してもらいました。その中から、15,000円だけ自分の財布に移して、残りは家に置いておくつもりだったのですが、ズボンのポケットに入れたまま忘れてしまっていて逮捕された日はたまたまそのズボンをはいていたんです。

弁護人：終わります。

裁判長：それでは、検察官、どうぞ。

検察官：あなたが訪ねようとした友達の名前は、何と言いますか。

被告人：分かりません。

検察官：友達だというのに名前も知らないんですか。

被告人：よく行っているゲームセンターにときどき来ているので、そこに行けば会えますから名前を知らなくても、問題ありません。

検察官：友達の家に行こうとして駅の改札口を出たのは何時ごろですか。

被告人：午後2時ころだったと思います。

検察官：警察官に声を掛けられるまでの約6時間の間、何をしていたんですか。

被告人：2時間くらいは、友達の家を探していたと思います。その後、公園のベンチで寝たり、本屋で立ち読みをしたりして、ぶらぶらしていました。

検察官：夕飯は、どこかで食べましたか。

被告人：食べていません。

検察官：夜の8時までの6時間、あの辺りにいなければならない理由があったのですか。

被告人：特に理由はないです。ぶらぶらしていただけです。

検察官：被告人が7万円を貸したという友達の名前は、何と言いますか。

被告人：知りません。

検察官：名前も知らない相手に7万円も貸したんですか。

被告人：貸しました。

検察官：名前も知らないでどうやって返してもらったつもりだったんですか。

被告人：親友のそのまた友達なんです。その親友は信用できるやつで、その友達ということだから、金を貸したんです。

検察官：じゃあ、その信用できるという親友の名前は、何と言いますか。

被告人：言いたくありません。

検察官：どうして言いたくないんですか。

被告人：迷惑が掛かるからです。

検察官：では、7万円をいつどこで、どのような状況で返してもらったのですか。

被告人：捕まる2日前でしたが、詳しいことはもう覚えていません。

検察官：被告人は仕事もしていないのに、どうして7万円も持っていたんですか。

被告人：仕事はしてませんが、小遣いをもらってましたし、貯金もありました。

検察官：証拠物の1万円札1枚を被告人に示します。この1万円札は被告人が逮捕されたときに持っていたものですが端に穴が2つあいています。これは、いつあいたものか、分かりますか。

被告人：分かりません。気付きませんでした。

検察官：証拠物の封筒1通を被告人に示します。この封筒の口には、ホッチキスが付いたままになっています。先ほどの1万円札にも同じ大きさのホッチキスの穴があいていました。1万円札が入っていた封筒の口をホッチキスで留めたときに、1万円札も一緒に穴をあけてしまった、ということではないですか。

被告人：それは、私には分かりません。

検察官：終わります。

裁判長：これで終わりです。

(以上)

## 模擬裁判ワークシート

R 番 氏名

### 1 論点ごとの根拠（有罪または無罪である理由）

ホッチキスの穴	封筒に残されたホッチキスの金針と、被告人から押収した1万円札のうち1枚に残されていたホッチキスの幅、大きさ、位置が同じだから有罪。
お札の枚数・種類	1万円札4枚、5000円札3枚。 これだけで判断できないから無罪。
犯行現場	被告人が本当に友達を探していただけだとしたら無罪。
被告人の供述	名前も知らない友達や、用事もないのに犯行現場でぶらぶらしていたのはおかしいから、有罪。
被告人のアリバイ	アリバイは少なく、行動が疑問な点が多いから有罪。
その他	お金から、犯人の指紋が一切見つからない→無罪。

### 2 判決（無罪または有罪に○をつける、有罪の場合については量刑も記入する）

無罪・有罪（量刑： 六年 ）

#### ※刑法第240条（強盗致傷）

強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

### 3 判決の理由

指紋が一切見つからないから迷うところだけど、  
供述でもあまの点が多く、行動も不審な点が多いため有罪。

【資料4 グループ発表のまとめ】

## グループ発表のまとめ

組 番 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 他のグループの判決とそれに対する意見をまとめなさい。

	判 決	意 見
A		
B		
C		
D		
E		
F		

- 2 他のグループの判決を聞いて思ったことをまとめなさい。


## 模擬裁判の自己評価シート

R 番 氏名 \_\_\_\_\_

1 模擬裁判の自己評価をしなさい。

※評価はA～Eの5段階

能力	項 目	評価
意識	模擬裁判に主体的・積極的に関わることができたか。	A
	評決などの話し合いに主体的・積極的に参加することができたか。	A
	司法に対する興味・関心や司法参加の意欲が高まったか。	A
知識	裁判の方法や流れについて理解することができたか。	A
	司法制度や裁判員制度について理解することができたか。	B
スキル	模擬裁判においてそれぞれの役割に応じた演技をすることができたか。	A
	模擬裁判の評決について合理的・客観的な判断をすることができたか。	B
	模擬裁判の評決やその理由を適切な表現でまとめることができたか。	B
	他のグループの評決について客観的に分析・評価することができたか。	A
	裁判員制度の課題について幅広い視点から考察することができたか。	A

2 裁判員制度の課題について書きなさい。

きっと、情に流されてしまう人がいると思う。
1人の人の今後の人生を大きく変えてしまうのは、すごく重いと思う。

3 模擬裁判を実施した感想を書きなさい。

今日のは、みんなが楽しくやったけど、実際はもっと重々しい
雰囲気なんだったなと思った。私も、大人になったら、裁判員になる
日が来ると思うけど、責任ある行動をした。

## <授業実践Ⅱ（世論調査）>

### 1 研究のねらい

世論調査は、国民の意見を問う方法として幅広く実施されている。しかし多くの場合、その対象者となることはあるが、実際に調査を実施する主体者となることはまれである。ここでは、生徒が世論調査の主体者となり、グループごとに世論調査を作成して、調査を自分たちで依頼し、その結果を分析するとともに、調査の主体者の立場から具体的な政策（ポリシー）を立案するという授業を試みた。世論調査の作成・実施を通して、「政治・経済」においてそれまでに学習してきた「知識」を深めつつ、論理的な思考力・判断力や資料活用の技能・表現など社会に参加するために必要な「スキル」を身に付け、主体的に社会に参画しようとする「意識」を高めさせることをねらいとした。

### 2 単元の目標・評価計画・指導計画

#### (1) 単元の目標

- ア 政治に対する興味・関心や、社会の形成に主体的・積極的にかかわろうとする態度を養う。
- イ 現代民主政治における世論やマスメディアの役割について理解させる。
- ウ 世論調査の結果を分析することにより、資料活用の技能や実践的な思考力・判断力を養う。

#### (2) 単元の評価計画

シティズンシップを 発揮するために必要 な能力	評価の観点	評価規準	評価方法
意識	関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世論調査の作成に主体的・積極的にかかわることができる。</li> <li>・世論調査の実施を通して社会形成にかかわろうとする意欲が高まっている。</li> </ul>	観察  ワークシート
知識	知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世論やマスメディアの役割や影響について理解することができる。</li> <li>・世論調査の方法や内容について理解することができる。</li> </ul>	定期テスト  定期テスト
スキル	思考・判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスメディアとの望ましいかかわり方について考えることができる。</li> <li>・世論調査の作成について合理的・客観的な提案をすることができる。</li> <li>・世論調査の結果について客観的に分析・評価することができる。</li> <li>・具体的な政策を幅広い視点から立案することができる。</li> </ul>	定期テスト  ワークシート  ワークシート  ワークシート
	資料活用の技能・表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世論調査の項目を適切な表現でまとめることができる。</li> <li>・具体的な政策を適切な表現でまとめることができる。</li> </ul>	ワークシート  ワークシート

### (3) 単元の指導計画

時限	学習内容	学習活動
第1時限	世論の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世論の役割について理解する。</li> <li>・世論形成におけるマスメディアの影響について理解する。</li> <li>・マスメディアとの望ましいかかわり方について考察する。</li> </ul>
第2時限 (本時)	世論調査の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「内閣府世論調査（資料6）」のWebページを見る。</li> <li>・「国民生活に関する世論調査（資料7）」を実際に体験する。</li> </ul>
	課題の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世論調査企画書（資料8）」を配布して流れを理解する。</li> <li>・グループ（6～7名）で調査する分野や名称を決める。</li> <li>・各自で調査結果について予想する。</li> </ul>
	世論調査の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで「調査用紙（資料9）」に項目をまとめる。</li> <li>・グループで調査の方法や役割分担について検討する。</li> </ul>
第3時限	調査結果の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世論調査実施報告書（資料10）」に集計結果をまとめる。</li> <li>・グループで調査結果を集計する。</li> <li>・調査結果の分析や評価を行う。</li> </ul>
	政策の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループごとに調査結果に基づき具体的な政策を立案する。</li> <li>・世論調査の名称と政策について簡潔に発表させる。</li> <li>・グループでこの学習を振り返る。</li> </ul>

### 3 本時（第2時限）の目標・評価計画・学習指導

#### (1) 本時の目標

- ア 世論調査の作成・実施を通して、主体的に政治に参加しようとする態度を養う。
- イ 実際に行われている世論調査の内容とその方法について理解を深める。
- ウ グループでの活動を通して、課題解決能力やコミュニケーション能力を高める。

#### (2) 本時の評価計画

評価の場面	能力	評価の観点	評価規準	評価方法
評価1	【知識】 政治分野での活動に必要な知識	知識・理解	・世論調査の方法や内容について理解することができる。	定期テスト
評価2	【意識】 社会への参画に関する意識	関心・意欲 ・態度	・世論調査の作成に主体的・積極的にかかわることができる。	観察
評価3	【スキル】 自己・他者・社会の状態や関係性を客観的・批判的に認識・理解するためのスキル	思考・判断	・世論調査の作成について合理的・客観的な提案をすることができる。	ワークシート 【資料8】
評価4	【スキル】 他者と共に社会の中で、自分の意見を表明し、他人の意見を聞き、意思決定し、実行するためのスキル	資料活用の 技能・表現	・世論調査の調査項目を適切な表現でまとめることができる。	ワークシート 【資料9】

### (3) 学習指導

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	評価の場面
導入 10分	世論調査の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の流れとねらいを理解する。</li> <li>・「内閣府世論調査（資料6）」の Web ページを見る。</li> <li>・「国民生活に関する世論調査（資料7）」を体験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い能力が求められていることを強調する。</li> <li>・世論調査の対象者ではなく、主体者となることの意義を伝える。</li> <li>・質問や選択肢の設定方法についても着目させる。</li> </ul>	評価1
展開 35分	課題の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世論調査企画書（資料8）」に基づき調査作成の流れについて理解する。</li> <li>・グループ（6～7名）に分かれ、調査したい分野を決める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の目的やねらいを明確にするよう強調する。</li> <li>・グループでの話し合いが進めやすいように助言する。</li> </ul>	評価2
	世論調査の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで担当する省庁や調査の名称を考える。</li> <li>・調査する内容を全体の前で簡単に発表する。</li> <li>・調査の目的や対象、調査項目を決める。</li> <li>・各自で調査結果について予想する。</li> <li>・企画書の内容についてチェックを受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の立案を前提とした調査とするように強調する。</li> <li>・他のグループの発表を聞いて調査の参考にさせる。</li> <li>・調査項目が複雑になりすぎないように留意させる。</li> <li>・調査結果の全体的な傾向について予想させる。</li> <li>・不適切な内容や表現については訂正させる。</li> </ul>	評価3
	世論調査の完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調査用紙（資料9）」をグループで完成させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問や選択肢の設定方法についても留意させる。</li> </ul>	評価4
まとめ 5分	本時のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで調査の方法や役割分担について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査を依頼する際の留意点について確認する。</li> <li>・実施した「調査用紙」を次回に持参するよう伝える。</li> </ul>	

## 4 成果と課題

### (1) 「世論調査実施報告書（資料10）」の感想による検証

#### ア 「意識」に関する感想

- ・初めてこのような調査をしたけど、結構おもしろかった。
- ・みんな同じ意見かと思っていただけ、一人一人違った考えをもっていた。
- ・予想に反する声や、その人の本当の気持ちが分かるのでいいと思った。
- ・中にはびっくりするような回答がいくつもあって感動した。
- ・調査を拒否する人がいて驚いた。
- ・みんな政治への意識が低くて驚いた。
- ・自分だけの意見では、世の中の人の意見は分からないので、世論調査は重要だと思った。

世論調査の実施について、肯定的な意見が多かった。その理由として、単によい体験ができたということのみならず、人々が様々な意見をもっていることを知る機会となったことなども挙げられている。さらに、調査を通して人々の政治への意識の低さを実感することもできたようである。

#### イ 「知識」に関する感想

- ・最近の高校生がいろいろなことを知っているんだと思った。
- ・賛成や反対という以前に知らないという人が多いと感じた。
- ・この調査を通して、これに関してもう少し知りたいと思うようになった。
- ・この調査で自分も初めて知ったことが多かったので、これから新聞などを読んで知識を増やしたいと思った。

政治に関する知識をもっていない人が多いという感想がある一方、同じ高校生でも知識のある人がいることを知ったようである。調査を通して、自らが政治に関する知識をもっていないことに気づき、これから知識を増やしたいという意欲的な意見も見られた。

#### ウ 「スキル」に関する感想

- ・世論調査の質問を考えるのは難しいと思った。
- ・思っていたよりも、回答するのが難しいという人が多かった。
- ・予想とは全く違う結果となった。
- ・アンケートに答えてもらって、コミュニケーションが図れたと思う。
- ・調査を受ける側は、合理的な考えをもって答えなければならない。

調査を作成したり、それに答えてもらったりすることが大変だったという感想が多かった。その一方で、同じグループや調査の対象となった人々とのコミュニケーションを図ることができたという積極的な感想もあった。

### (2) シティズンシップ教育において求められる能力

#### ア 「意識」

シティズンシップ教育において求められる「意識」は、「社会の中で、他者と協働し能動的にかかわりをもつために必要な意識」とされている。この実践では、生徒が関心をもっている問題についての世論調査を作成し、生徒自身に調査を実施させた。他者がどのような意見をもっているかを知ることにより、その問題に対する関心や意欲をさらに高めさせることができた。調査を依頼する際、協力してもらえないケースも多かったようだが、かえって人々の関心の低さを知る機会ともなった。また、調査の主体者の立場となることで、「社会への参画に関する意識」を高めさせることもできた。しかし、生徒の「意識」が高まったことを客観的に評価することが課題となる。生徒が記入するワークシートや自己評価シートだけに頼るのではなく、話し合いの過程においても生徒の様子を観察しながら、よりの確で客観的な評価を行う必要がある。

#### イ 「知識」

この実践では、シティズンシップ教育において求められる「知識」のうち、「公的・社会的な分野」や「政治分野」での活動に必要な「知識」を深めることができた。これは単に、世論調査の内容や方法など基本的な「知識」を習得することのみならず、政策を前提として調査を実施することにより、世論調査の意図的な面や世論操作の危険性についても理解させることができた。しかしながら、習得した「知識」を生徒のその後の生活において生かされなければ意味がない。教育活動の中で生かされる「知識」ではなく、実社会において生かされる「知識」を身に付けさせる工夫が求められる。

#### ウ 「スキル」

シティズンシップにおいて求められる「スキル」は、「多様な価値観・属性で構成される社会で、

自らを生かし、ともに社会に寄与するために必要なスキル」とされている。ここでは、仮説を立てた上で調査を行い、仮説と調査結果に基づいて具体的な政策を立案させた。これによって、様々な情報を効果的に収集し、正しく理解・判断する「スキル」を高めさせることができた。また、グループ学習を通して、コミュニケーション能力やリーダーシップ、交渉力など、他者とのかかわりの中で自分の意見を表明したり、他者の意見を聞きながら意思を決定したりする「スキル」を身に付けさせることもできた。しかし、リーダー格の生徒がいないグループや、学習に消極的な生徒の多いグループも見られた。そうしたグループや生徒に対してのより適切なアドバイスやサポートが必要となる。

## 5 おわりに

従来からも各種の世論調査を授業で紹介することはあったが、実際に世論調査を作成して実施させるのは初めてであった。生徒たちはうまく調査を作成できるのだろうか、または、調査の対象となる人に失礼にならないだろうか、多くの不安を抱えながらの実践となった。しかしながらそうした心配をよそに、生徒たちは生き生きと調査の作成に取り組み、調査を断られる苦い経験をしつつも、それなりの調査結果をまとめることができた。大変ではあったがよい体験をしたという感想をもった生徒も多く、この学習を通して、政治へ主体的に参加しようとする意識が高まったものと思われる。「政治・経済」の他の分野でもシティズンシップ教育の視点に立った実践が求められる。

### 【参考文献等】

- 経済産業省 『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書』 2006年  
文部科学省 『高等学校学習指導要領解説公民編』 1999年 実教出版  
内閣府 「世論調査」 <http://www8.cao.go.jp/survey/>

【資料6 内閣府世論調査より①】

世論調査 - 内閣府 - Microsoft Internet Explorer

http://www8.cao.go.jp/survey/

# 内閣府

Cabinet Office, Government of Japan

シンボルマーク

e-Gov ホームページ検索

内閣府の政策 | 組織・制度について | 活動について | ご意見・ご感想

ホーム > 内閣府の政策 > 世論調査

Public Opinion Polls

## 世論調査

**ご利用案内**

- 世論調査結果のご利用案内
- 世論調査結果を添付際の注意
- 有識者アンケート調査結果を添付際の注意

**よくあるお問い合わせ**

- 世論調査全般について
- 世論調査へのご協力について
- 世論調査結果のご利用について
- お問い合わせ先

**関連リンク**

- 政府広報室
- 政府広報オンライン
- 国政モニター

**お知らせ**

内閣府では、政府の施策に関する皆様の意識を把握するため、世論調査を実施しています。調査は、全国から統計的に選ばれた数千人の方々を対象に、調査員が訪問して面接によって行っています。世論調査へのご理解とご協力をお願いします。

**最近公表した世論調査**

- 平成20年 4月14日 [社会意識に関する世論調査\(平成20年2月調査\)](#)
- 平成20年 2月 4日 [科学技術と社会に関する世論調査\(平成19年12月調査\)](#)
- 平成20年 1月28日 [インターネット上の安全確保に関する世論調査\(平成19年11月調査\)](#)

**過去の世論調査**

**世論調査**  
世論調査報告書より、「調査の概要」及び「調査票(付:単純集計結果)」を掲載しております。また、平成11年度調査以降は「調査結果の概要」も、更に平成17年度調査以降は「集計表II」についても掲載しております。  
なお、掲載している表はCSVファイルで作成しております。

http://www.cao.go.jp/soshiki/soshiki.html

世論調査-全調査表示 - Microsoft Internet Explorer

http://www8.cao.go.jp/survey/index-all.html

## 世論調査(全調査表示)

※ 掲載されている表はCSVファイルで作成しております。

HOME | TOP | INDEX

調査名	更新日
<a href="#">公共交通機関の安全に関する世論調査(平成20年7月調査)</a>	2008/09/22
<a href="#">民法の成年年齢に関する世論調査(平成20年7月調査)</a>	2008/09/16
<a href="#">国民生活に関する世論調査(平成20年6月調査)</a>	2008/08/18
<a href="#">水に関する世論調査(平成20年6月調査)</a>	2008/08/11
<a href="#">生涯学習に関する世論調査(平成20年5月調査)</a>	2008/07/22
<a href="#">社会意識に関する世論調査(平成20年2月調査)</a>	2008/04/14
<a href="#">科学技術と社会に関する世論調査(平成19年12月調査)</a>	2008/02/04
<a href="#">インターネット上の安全確保に関する世論調査(平成19年11月調査)</a>	2008/01/28
<a href="#">外交に関する世論調査(平成19年10月調査)</a>	2007/12/03
<a href="#">がん対策に関する世論調査(平成19年9月調査)</a>	2007/11/12
<a href="#">地球温暖化対策に関する世論調査(平成19年8月調査)</a>	2007/10/08
<a href="#">男女共同参画社会に関する世論調査(平成19年8月調査)</a>	2007/10/01
<a href="#">国民生活に関する世論調査(平成19年7月調査)</a>	2007/09/10

## 「国民生活に関する世論調査」

F1 あなたの性別はどちらですか。

- (ア) 男性 (イ) 女性

F2 あなたの年齢はどれにあてはまりますか。

- (ア) 20歳未満 (イ) 20～29歳 (ウ) 30～39歳 (エ) 40～49歳  
(オ) 50～59歳 (カ) 60～69歳 (キ) 70～79歳 (ク) 80歳以上

Q1 お宅の生活は、去年の今頃と比べてどうでしょうか。この中から1つお答えください。

- (ア) 向上している (イ) 同じようなもの (ウ) 低下している (エ) わからない

Q2 あなたは、全体として、現在の生活にどの程度満足していますか。この中から1つお答えください。

- (ア) 満足している (イ) まあ満足している (ウ) やや不満だ  
(エ) 不満だ (オ) どちらともいえない (カ) わからない

Q3 あなたは、次の生活のそれぞれの面では、どの程度満足していますか。それぞれ1つずつお答えください。

(1) 所得・収入

- (ア) 満足している (イ) まあ満足している (ウ) やや不満だ  
(エ) 不満だ (オ) どちらともいえない (カ) わからない

(2) 自動車、電気製品などの耐久消費財

- (ア) 満足している (イ) まあ満足している (ウ) やや不満だ  
(エ) 不満だ (オ) どちらともいえない (カ) わからない

(3) 食生活

- (ア) 満足している (イ) まあ満足している (ウ) やや不満だ  
(エ) 不満だ (オ) どちらともいえない (カ) わからない

Q4 あなたは、日頃の生活の中で、どの程度充実感を感じていますか。この中から1つお答えください。

- (ア) 十分充実感を感じている (イ) まあ充実感を感じている  
(ウ) あまり充実感を感じていない (エ) ほとんど充実感を感じていない  
(オ) どちらともいえない (カ) わからない

Q5 日頃の生活の中で、充実感を感じるのは、主にどのような時ですか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 仕事にうちこんでいる時 (イ) 勉強や教養などに身を入れている時  
(ウ) 趣味やスポーツに熱中している時 (エ) ゆったりと休養している時  
(オ) 家族団らんの時 (カ) 友人や知人と会合、雑談している時  
(キ) 社会奉仕や社会活動をしている時 (ク) その他  
(ク) わからない

※「内閣府世論調査」(平成20年6月)より

## 「世論調査企画書」（4班）

3年組 番氏名

1 担当省庁（12省庁のうち1つ）

厚生労働省

2 名称

介護に関する世論調査

3 対象（年齢・性別・人数など）

～50歳・男女 1人：5～10人×6名

4 目的（後で立案する政策を前提に）

介護環境を整える

5 調査項目（2～3つ）

- ・介護をするか、施設に入れるか（自分の、相手の、その他）
- ・（しない人に）国からどんな対策があればできるか
- ・自分が介護されるときどうしてほしいか

6 予想される結果（各自で予想する）

- ・自分⇒自分で介護、相手⇒施設
- ・お金、介護休暇を取りやすく、
- ・子供に介護をしてもらいたい

「遺伝子組換え食品に関する世論調査」(調査用紙)

この世論調査は、東海商高校3年の「政治・経済」の授業の一環として作成したものです。授業以外の目的には一切使用しませんので、ぜひご協力をお願いします。

F1 あなたの性別はどちらですか。当てはまるものに○をつけて下さい。

(ア) 男性

(イ) 女性

F2 あなたの年齢はどれに当てはまりますか。当てはまるものに○をつけて下さい。

(ア) 20歳未満 (イ) 20～29歳 (ウ) 30～39歳 (エ) 40～49歳

(オ) 50～59歳 (カ) 60～69歳 (キ) 70～79歳 (ク) 80歳以上

Q1 遺伝子組換え食品についてどれくらい知っていますか。

(1) 詳しく知っている (2) それなりに知っている

(3) 聞いたことがある (4) まだ知らない

Q2 Q1で(1)～(3)を選んだ人にお聞きします。

遺伝子組換え食品を食べることに不安を感じますが。

(1) とても感じる (2) 多少感じる

(3) あまり感じない (4) まったく感じない

(5) 関心がない

Q3 安い遺伝子組換え食品とそれにくらべて高い遺伝子組

換えてない食品ではどちらを買い替えますか。

(1) 安い遺伝子組換え食品 (2) 高い遺伝子組換えでない食品

(3) あまり考えない

ご協力ありがとうございました。

# 「世論調査実施報告書」(D 班)

3 年 組 番 氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 調査結果 (具体的な数字で)

(有効回答数) 30人中有効回答21人 (男: 16人 女: 5人)

Q1	はい 9人 (43%)	いいえ 9人 (43%)	若者だけではない。40~50代まで、日本関係に答えている。
Q2	はい 2人 (9%)	いいえ 5人 (23%)	
		日本 14人 (66%)	

## 2 分析結果 (全体としての傾向)

予想は、強<sup>気</sup>気の方が...という回答が多く、日本のものという回答が少いのかと思っていたけど、強<sup>気</sup>気はいいよ、いやいや半分がうて、意見がわかれた。日本のものという回答の多くは予想通りだった。

## 3 政策 (ポリシー)

・結果は、日本の外交関係は今更だ通りではないか、北方領土は日本のものにできるべきである。  
・それから、強<sup>気</sup>気はいいよ。

## 4 感想・意見

思っていたよりも、回答するのが難しいという人が多かった。もう、具体的な任問題が聞いたら良かったのかと思ったり、興味のある方とない方の差があり、いろんな理由があったから、わからないという回答も多かったと感じた。